

生駒市規則第5号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「時間外勤務」の次に「並びに時間外勤務代休時間」を加え、「第11条の5」を「第11条の6」に改める。

「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務」を「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間」に改める。

第11条の5中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改め、第3章中同条を第11条の6とする。

第11条の4を第11条の5とし、第11条の3を第11条の4とし、第11条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第11条の3 条例第7条の2第1項の規則で定める期間は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第10条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項

に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第10条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第10条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た額

(3) 給与条例第10条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、半日又は1日（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間30分又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第7条の2第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、市長が、業務の運営

並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第7条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、市長が定める。

第12条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第13条の3第1項中「当該年」を「当該年度」に改め、同条第3項中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第4項中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に改める。

第13条の4中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改める。

第14条中「1の年」を「1の年度」に、「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第16条第2項中「休日」の次に「、時間外勤務代休時間」を加える。

第30条中「及び」を「、第11条の3第1項及び第3項並びに」に改め、「週休日の振替等」の次に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

別表第1中「1月」を「4月」に、「2月」を「5月」に、「3月」を「6月」に、「4月」を「7月」に、「5月」を「8月」に、「6月」を「9月」に、「7月」を「10月」に、「8月」を「11月」に、「9月」を「12月」に、

「10月」を「1月」に、「11月」を「2月」に、「12月」を「3月」に改める。

別表第2の12の項中「又は」を「若しくは」に、「その子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める当該子の世話」に、「1の年」を「1の年度」に改め、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。